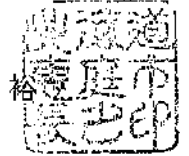


恵庭市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月16日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第19号

恵庭市事務分掌規則の一部を改正する規則

恵庭市事務分掌規則（昭和46年規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表1（4） 保健福祉部の表介護福祉課の項を次のように改める。

介護福祉課	高齢者福祉及び介護保険の総合的な企画及び調査に関する事 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関する事 地域密着型サービスの指定、指導及び監督に関する事 介護予防・日常生活支援総合事業の指定、指導及び監督に関する事 居宅介護支援事業の指定、指導及び監督に関する事 介護予防支援事業の指定、指導及び監督に関する事 地域支援事業に関する事 高齢者の権利擁護に関する事 養護老人ホームへの入所等の措置に関する事 高齢者の地域福祉サービスに関する事 高齢者の生きがいづくりに関する事 介護支援ボランティアポイント事業に関する事 老人クラブの育成振興に関する事 老人憩の家等の維持管理に関する事 介護保険の資格管理に関する事
-------	--

	<p>介護保険の給付に関する事。</p> <p>介護保険料の賦課及び徴収に関する事。</p> <p>要介護認定に関する事。</p> <p>介護認定審査会に関する事。</p> <p>有料老人ホームの設置に関する事。</p> <p>介護給付費準備基金に関する事。</p> <p>その他高齢者福祉及び介護保険(他の所管に属するものを除く。)に関する事。</p>
--	---

同表保健課の項を次のように改める。

保健課	<p>健康診査及びがん検診に関する事。</p> <p>特定健診及び特定保健指導(他の所管に属するものを除く。)に関する事。</p> <p>健康増進(他の所管に属するものを除く。)に関する事。</p> <p>健康づくり計画に関する事。</p> <p>食育推進計画に関する事。</p> <p>歯科保健に関する事。</p> <p>成人及び高齢者保健に関する事。</p> <p>介護予防に関する事。</p> <p>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事。</p> <p>自殺対策計画に関する事。</p> <p>予防接種に関する事。</p> <p>感染症の予防及び防疫に関する事。</p> <p>夜間・休日急病診療所の運営に関する事。</p> <p>夜間休日救急医療体制に関する事。</p> <p>献血の普及啓発に関する事。</p> <p>骨髄バンクの普及啓発に関する事。</p> <p>保健センター運営協議会に関する事。</p> <p>保健医療団体との連絡調整に関する事。</p>
-----	---

	保健センターの管理運営に関すること。 保健師の保健活動の総合調整に関すること。
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の恵庭市事務分掌規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。

